

# 中泊町農業委員会会議録

平成28年12月9日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月9日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員（14人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（0人）

委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第20号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第21号 農地使用貸借の合意解約書通知書について

報告第22号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今雄大

## 7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。

本日、出席委員は14名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

本日は、お忙しい中、定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、5番葛西徳男委員、6番長利弘貴委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と今主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

### ◎報告第20号

事務局

3ページをお開きください。報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。  
平成28年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の貸貸借の合意解約は25件ございました。内容については資料の方をご覧頂きたいと思えます。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので、報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局 58ページをお開き下さい。報告第21号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約書について、次のとおり報告する。  
平成28年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧頂きたいと思えます。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告だい21号について何かご意見等ございませんか。

(質問なし)

議 長 無いようですので、報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局 62ページをお開き下さい。報告第22号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成28年11月実施分）の結果について、次のとおり報告する。  
平成28年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。11月分の農地移動あっせんの申出は8件ございました。内容については、農地移動あっせん申出一覧表をご覧頂きたいと思えます。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第26号

議 長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

65ページをお開き下さい。議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成28年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第26号について、受付番号33番から39番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西徳男  
委員

はい。5番葛西徳男です。

それでは報告いたします。去る12月1日、私と長利弘貴委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法施行令第3条申請は所有権移転が7件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号33番から39番の7件ございました。内訳は、売買が3件、贈与が4件です。

66ページをお開き下さい。受付番号33番は、高根字小金石地内の1筆の田629平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号34番は、大沢内字海原地内の2筆の田745平方メートルの全部贈与です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号35番は、宮野沢字蛭澤地内の1筆の田1,585平方メートルの一部贈与です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号36番は、今泉字藤の森地内の1筆の田5,017平方メートルの一部贈与です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号37番は、薄市字飛石地内の5筆の田7,877平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

事務局

受付番号38番は、深郷田字甘木地内の1筆の畑533平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号39番は、深郷田字甘木、大沢内字海原、豊岡字三笠地内の3筆の畑と田15,300平方メートルの全部贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号33番から39番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

議長

議案第27号につきましては、11番澤田委員が関連している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議事終了後に入室・着席していただきます。

(澤田委員退席)

◎ 議案第27号

議長

続きまして、議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

72ページをお開きください。議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成28年12月9日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年12月7日付け中農政第227号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

75ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が10件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が8件とあおもり農林業支援センターからの認定農業者への売渡が2件となっています。

受付番号31番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字汐干潟と宮川字種取の農地2筆、地目は田、面積は7,326㎡です。売買価格は256.4万円です。対価の支払い期限は平成28年12月22日を予定しております。

受付番号32番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字平山と田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は8,357㎡です。売買価格は151.2万円です。対価の支払い期限は平成28年12月22日を予定しております。

受付番号33番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、尾別字小谷の農地6筆、地目は田、面積は14,686㎡です。売買価格は367.1万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号34番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は4,242㎡です。売買価格は127.2万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号35番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字種取と田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は10,451㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号36番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地4筆、地目は田、面積は14,052㎡です。売買価格は421.5万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号37番は、あおもり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、大沢内字住吉の農地2筆、地目は田、面積は11,534㎡です。売買価格は403.7万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号38番は、あおもり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、大沢内字二ツ見と住吉の農地2筆、地目は田、面積は9,891㎡です。売買価格は346.2万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号39番は、あおもり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、尾別字小谷の農地1筆、地目は田、面積は2,719㎡です。売買価格は60万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

受付番号40番は、あおもり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、田茂木字若宮と高根字小金石の農地12筆、地目は田、面積は24,686㎡です。売買価格は729.7万円です。対価の支払い期限は平成28年12月26日を予定しております。

所有権の移転については以上です。

101ページから109ページまでをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が10件、再設定が5件で面積は再設定、新規合わせて156,433.89平方メートルです。

受付番号66番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の8筆の「田」16,891.89平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号67番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか12筆の「田」24,178平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号68番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の11筆の「田」20,498平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま



受付番号69番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」2,817平方メートルです。期間は15年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号70番は再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」3,799平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号71番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,145平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号72番も再設定で、設定する農地は中里地内ほか7筆の「田」4,819平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号73番は新規の設定で、設定する農地は若宮地内ほか5筆の「田」13,796平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円プラス米4俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号74番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」7,209平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米0.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号75番は再設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」3,865平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号76番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」9,941平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号77番は再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか4筆の「田」11,534平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号78番は新規の設定で、設定する農地は八幡地内の3筆の「田」9,277平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号79番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」5,338平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号80番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」17,326平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

(澤田委員着席)

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成28年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月9日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_